

「厚生労働省文書決裁規程第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって
別に大臣官房総務課長が定めるものについて」新旧対照表

(別添)

改 正 案	現 行
<p>厚生労働省文書決裁規程（平成13年厚生労働省訓第20号）第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房総務課長が定めるものは、大臣官房参事官（自殺対策担当）、大臣官房参事官（行政改革担当（年金））、大臣官房参事官（情報化担当）及び大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）とする。</p>	<p>厚生労働省文書決裁規程（平成13年厚生労働省訓第20号）第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房総務課長が定めるものは、大臣官房参事官（自殺対策担当）、<u>大臣官房参事官（資金運用担当）</u> <u>大臣官房参事官（行政改革担当（年金））</u>、大臣官房参事官（情報化担当）及び大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）とする。</p>

総発第0401001号
平成16年4月1日

改正 平成17年 7月 1日 総発第0701001号
平成22年10月20日 総発1020第3号
平成25年 1月 1日 総発0101第1号
平成26年 7月22日 総発0718第5号
平成28年 6月21日 総発0621第3号
平成29年 7月11日 総発0711第5号

内 部 部 局 の 長
社会保険庁総務部総務課長
地 方 厚 生 局 の 長 } 殿

大臣官房総務課長
(公印省略)

厚生労働省文書決裁規程第2条第2項に規定する
大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房
総務課長が定めるものについて

厚生労働省文書決裁規程（平成13年厚生労働省訓第20号）第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房総務課長が定めるものは、大臣官房参事官（自殺対策担当）、大臣官房参事官（行政改革担当（年金））、大臣官房参事官（情報化担当）及び大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）とする。